

医療法人制度について

○医療法人とは

医療法人とは医療法第 39 条にて定義されている法人です。

第 39 条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

医療法人は社団、財団いずれの種類での設立が可能です。

○医療法と医療法人制度の歴史

医療関連法規である医療法は制定以来、幾度か改正され現在に至っています。制定から改正の経緯は大まかには以下の通りです。

昭和 23(1948)年 医療法制定

昭和 25(1950)年 医療法人制度が司法に導入

(制度の導入の趣旨は、法人格を与えることで、資金調達をしやすくすることにより医療機関の経営の安定を図ることを目的としています)

第一次改正(昭和 60 年 12 月公布)

- ・ 医師、歯科医師が常時 3 人以上勤務していること → 1 人又は 2 人の勤務でも可。(昭和 61 年 10 月より施行)
- ・ 会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日と一律となっていた。→ 定款又は寄付行為で定めることが可能となった。
- ・ 病院や老人保健施設を開設する医療法人は自己資本を資産総額に 100 分の 20 に相当する額としなければならなくなった。
- ・ 役員は原則理事 3 名以上、監事 1 名以上置かなければならなくなった。また、理事長は医師又は歯科医師でなくてはならず、理事長のみが代表権を持つこととされた。

第二次改正(平成4年7月公布)

- ・ 医療法人の附帯業務に疾病予防運動施設等を追加。(平成4年7月より施行)
- ・ 決算書類が収支決算書から損益計算書へ変更

第三次改正(平成9年12月公布)

- ・ 特別医療法人制度(一定の要件を満たす公益性の高い医療法人)の創設。(平成10年4月から施行)
- ・ 医療法人の附帯業務→第2種社会福祉事業(老人介護事業等)にまで拡大(平成9年12月から施行)

第四次改正(平成12年12月公布)

医療法人制度には改正なし。

- ・ 病床区分の見直し等、一般病床の看護配置基準強化、病床面積拡大等が行われた。(平成13年3月から施行)

第五次改正(平成18年12月公布)

- ・ 平成19年4月以降の新設医療法人については「基金拠出型法人」などに分類され、医療法人の解散時の残余財産の帰属先が限定された。(国、地方公共団体、他の医療法人)
※平成19年4月以前設立の医療法人については、現在のままにて継続。
- ・ 社会医療法人制度の創設(より公益性の高い医療法人)→特別医療法人制度は平成24年3月末で廃止。
- ・ 附帯業務で有料老人ホームの運営が認められた。

以 上

(平成24年3月)